

【市基準訪問型サービス／訪問介護員】

R6.4～

新規
赤字 変更

【訪問介護員】 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1058 単位	1,058	1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 35 単位	35	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,114 単位	2,114	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 70 単位	70	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,354 単位	3,354	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 110単位	110	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	11単位減算	-11 1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	21単位減算	-21 1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	34単位減算	-34 1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1 ※	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2 ※	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3 ※	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	

【市基準訪問型サービス／訪問介護員】

R6.4～

新規
赤字 変更

【訪問介護員】 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ ※	^ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ ※		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ ※		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ ※	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ ※		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算 ※	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算	

※同一建物減算・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算は国基準訪問型サービスの項目番号と同じ。